仕　　様　　書

　この仕様書は、広島市こども療育センター、北部こども療育センター及び西部こども療育センターにおいて使用するプリンタートナー及びイメージドラムの単価契約に伴う購入及び納品について適用する。

１　品名、品番及び予定数量

　　別表のとおり

２　契約期間

　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

３　納入場所

　　広島市こども療育センター　　　（広島市東区光町二丁目１５番５５号）

広島市北部こども療育センター　（広島市安佐北区可部南五丁目８番７０号）

広島市西部こども療育センター　（広島市佐伯区海老山南二丁目２番１８号）

４　一般的条項

　（１）受注者は、物品の納入期限を厳守するとともに、納品に当たっては、事故等が生じないよう十分に配慮すること。

　（２）受注者は、納品する場合、前記３の管理課職員の検収を受けた後、納品場所の担当者に引渡を行うこと。なお、検査の結果、不合格となった場合の取替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

５　代金の支払い

　　受注者は毎月、初日から末日までに納品したプリンタートナー及びイメージドラムを納入場所、品名ごとに集計し、それを合計した金額（１円未満の端数を切捨て）を請求し、発注者はその請求があった日から３０日以内に支払う。

６　その他

　　この仕様書に定めのない事項については、発注者･受注者協議して定めるものとする。